

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 157

2018年5月号

2018年4月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「チャレンジ・過去の経験」
- 03 (株)OAGコンサルティングの新卒社員をご紹介します!
- 04 事業承継を考えるなら今後10年間のうちに!
「平成30年度税制改正における新事業承継税制の概要」
株式会社OAGコンサルティング 内田智弘 伊藤淳史
- 06 もう一度確認したいビジネスマナー
「タイムマネジメントは成功者への第一歩」
- 07 私のoff time
- 08 今後のセミナー開催予定



「チャレンジ・過去の経験」

OAGグループ代表
太田 孝昭

不安定な政治状況が続いています。「一寸先は闇」だとか、不安定な状況を表す格言はたくさんありますが、政治には「上り坂」「下り坂」の他に「まさか」という坂もあるとか。

確かに、世界には「トランプ」「金正恩」「アサド」「プーチン」「習近平」など、考えただけでクラクラしてきそうな「まさか」が溢れています。我が国の政治も不透明さでは変わりません。

しかし、政治だけが不透明なわけではありません。経済も同じです。「働き方改革」「TPP」「為替」「スマホ経済」「フィンテック」「ビットコイン」等々、何がなんだか分かりません。地殻変動が徐々に来ている感じです。こんなときには、どうしたら良いのでしょうか。

過去と同じ事を過去と同じ様にやっていて良い訳がありません。そこで「今良いと思う事を、今実行する」のはどうでしょうか。

この「今良いと思う事」を「今実行する」のは、事の大小を問いません。むしろ「小」の方が簡単に実行できるので良いかもしれません。不透明で不確実な時代の生き方は、小さな「良いと思う事を実行する=チャレンジ」を繰り返すしか無いと思うんです。

実行に当たっては考える必要がありますが、考えれば考える程、過去の体験と面倒臭さに「まあ、いいか」となってしまうがちです。考え過ぎて実行できないことが最悪です。大きなチャレンジはソフトバンクの孫さんやSBIの北尾さん、楽天の三木谷さんらに任せて、中小企業は小さな「良いと思う事を実行する=チャレンジ」をやると決めることです。

小さなチャレンジは、誰にでもできます。どんな人にも、「良いと思う事」は一つや二つある筈です。それを実行すれば良いのです。間違ったら、戻って来てやり直せば良いだけです。戻って来られると思うと、気楽になれます。

そういえば、4月15日放送の「NHKスペシャル」では、北朝鮮の金正恩委員長が国民に各自の考えを実行する「自立力」を持つことを要求していると伝えていました。北朝鮮も資本主義を取り入れ始めています。今までの金委員長のイメージからは、想像できません。やはり、世の中大変化なんですね。

(株)OAGコンサルティングの新卒社員をご紹介します!



(株)OAGコンサルティングに、今春新卒社員4名が入社しました。OAGコンサルティングが新卒社員を採用するのは設立以来初めてのことで、今回の新卒採用は会社にとって大きなチャレンジとして捉えています。

企業経営を取り巻く環境は、グローバルな競争がますます熾烈化する一方、AI、フィンテックなどのITも急激に進歩するなど、日々変化し続けています。昨日の常識は今日の非常識と言っても過言ではありません。新卒社員には、若い感性と行動力で、過去の常識に囚われずに活躍してくれることを期待しています。

早期に皆さまのお役に立てるよう、会計コンサルタントとして必要な知識・ノウハウを習得するにとどまらず、皆さまから信頼していただける人間力を身につけられるように、日々の業務やOJTなどを展開して参ります。皆さまからの温かいご指導ご鞭撻を賜れば幸いです。

代表取締役の田中繁明(中央)と4名の新卒社員



会計コンサルティングチーム
小出秀音
(こいで・しゅうと)

私のチャレンジ 顧客目線のコンサルタントになる

日々の仕事の中で全体の流れやあるべき姿を読み取り、効率的に仕事に取り組んでいきます。業務に必要なノウハウや簿記、会計の知識の習得だけでなく、お客様と同じ目線で、同じ方向を向いて問題を解決できる会計コンサルタントになることが目標です。皆さまからの信頼を一日も早く獲得できるように頑張ってお参りますので、宜しくお願い申し上げます。



会計コンサルティングチーム
福村奈亜美
(ふくむら・なつみ)

私のチャレンジ 今年度中に簿記検定2級に合格する

会計や税務の知識をできるだけ早く身につけて、今年度中に簿記検定2級に合格することが目標です。また、様々なお客様のお役に立てるように、多様な業種の案件に関わり、未知の業務にも積極的にチャレンジしていきたいと思えます。まだまだ未熟ですが、一日も早く戦力となるよう日々精進して参りますので、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い致します。



会計コンサルティングチーム
千葉雅史
(ちば・まさふみ)

私のチャレンジ 1年目でお客様の主担当になる

入社1年目のうちに会計や税務の知識を吸収して、私に任せたいと言っただけのお客様を作ることが最初の目標です。そのためには、できるだけ朝の時間を有効活用して自己研鑽に努め、業務に邁進していきます。また、体力作りのために、運動も習慣にしたいと考えています。まだまだ未熟ですが、何卒宜しくお願い致します。



会計コンサルティングチーム
宮川和久
(みやがわ・かずひさ)

私のチャレンジ 企業経営をフルサポートする

会計コンサルタントとして、お客様と同じ目線に立ちながら、お客様が抱える課題の発見と解決に努めて参ります。税務も理解して、企業経営の一体的なサポートができる力を養うつもりです。そのためにも、自発的に多くの業務に携わりながら、いろいろな経験を積んでいきたいと考えています。精一杯努めて参りますので、宜しくお願い致します。

事業承継を考えるなら今後10年間のうちに!

平成30年度税制改正における新事業承継税制の概要

株式会社OAGコンサルティング 内田智弘 伊藤淳史

平成30年度税制改正において、事業承継(非上場株式の移転)時の贈与税と相続税の納税猶予および免除制度が大幅に改正されました。事業承継税制は平成21年度の税制改正で導入されましたが、納税者にとっては要件がかなり厳しく、事業継続が困難になった場合の措置等の関係で、これまでの約10年間は認定件数があまり伸びていませんでした。今回の改正では、その認定件数が大きく改善することが期待されています。今号では、改正の概要をご説明します。

事業承継税制の適用対象が大幅に拡充(10年間)

今回の改正は10年間の時限立法で、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に行われる贈与または相続もしくは遺贈(以下、贈与等)について適用される制度です。適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を都道府県に提出して「特例認定承継会社」としての認定を受ける必要があります。

新旧の制度を比較すると、以下のようになります。

【事業承継税制の新旧比較】

内容	税目	現行制度	新制度
対象株式数	贈与・相続	発行済議決権総数の2/3を対象	発行済議決権総数のすべてを対象
納税猶予割合	贈与	対象株式の100%	対象株式の100%
	相続	対象株式の80%	対象株式の100%
雇用維持要件	贈与・相続	5年平均で8割の雇用を維持	5年平均で8割の雇用が未達であっても一定の要件により納税猶予継続
承継者	贈与・相続	先代経営者1人	先代経営者および親族外の複数人
後継者	贈与・相続	1人	最大3人まで
減免	贈与・相続	経営承継期間(5年)経過後、売却や廃業等を行う際に「譲渡対価」が納税猶予額を下回る場合の差額を免除	経営承継期間(5年)経過後、売却や廃業等を行う際に「譲渡対価や評価額を基に納税額を再計算」し、納税猶予額を下回る場合は、差額を免除
相続時精算課税贈与	贈与	直系卑属への贈与のみが対象	直系卑属以外への贈与も適用対象

(1) 対象株式数

現行制度では、その対象を「発行済議決権総数(議決権の制限のない株式等)」の3分の2に達するまでの部分としていましたが、新制度では、そのすべてを対象としました。

(2) 納税猶予割合

現行制度では、相続税の猶予割合を対象の非上場株式の価額の100分の80としていましたが、新制度では、そのすべてを対象としました。

この結果、非上場株式に係る贈与税に加えて相続税の税額すべてが納税猶予および免除の対象とされています。

(3) 雇用維持要件

現行制度では、雇用確保要件^{※1}を満たさない場合には、納税猶予されていた贈与税および相続税の全額を、利子税と合わせて納付する必要がありました。

しかし、新制度では、満たさない場合であっても、一定の要件^{※2}のもとに納税猶予が継続されます。

※1: 経営承継期間(5年)を通じて、贈与等をした時点の常時使用従業員数の平均80%の雇用を維持する必要があります。

※2: 都道府県へ書類を提出し、雇用確保要件を満たさない理由が、経営状況の悪化である場合または正当なものと認められる必要があります。

(4) 対象者

現行制度では、譲渡者(承継者)は先代経営者1人でしたが、新制度では先代経営者を中心に代表者以外の者からの贈与等についても対象となりました。譲受者(後継者)については原則的に1人でしたが、3人へと対象者を拡充しています。

先代経営者以外の者からの贈与等は、先代経営者からの贈与等後に行う必要があります。

(5) 減免

経営承継期間(5年)経過後に、売却等の事由が発生して納税猶予期限が確定した場合には減免の措置があり、比較対象の金額が当初納税猶予額より下回っていた場合には、その差額が免除されます。

現行制度では、売却等の場合の「譲渡対価」を比較対象としますが、新制度では、売却等の場合の「譲渡対価の額を基に再計算した税額」を当初納税猶予額の比較対象とします。そのため新制度では、より実態に応じた納税が可能となります。

(6) 相続時精算課税制度

新たに創設された事業承継税制の適用を受ける場合には、推定相続人以外の特例後継者への贈与であっても、相続時精算課税制度を受けることができます。

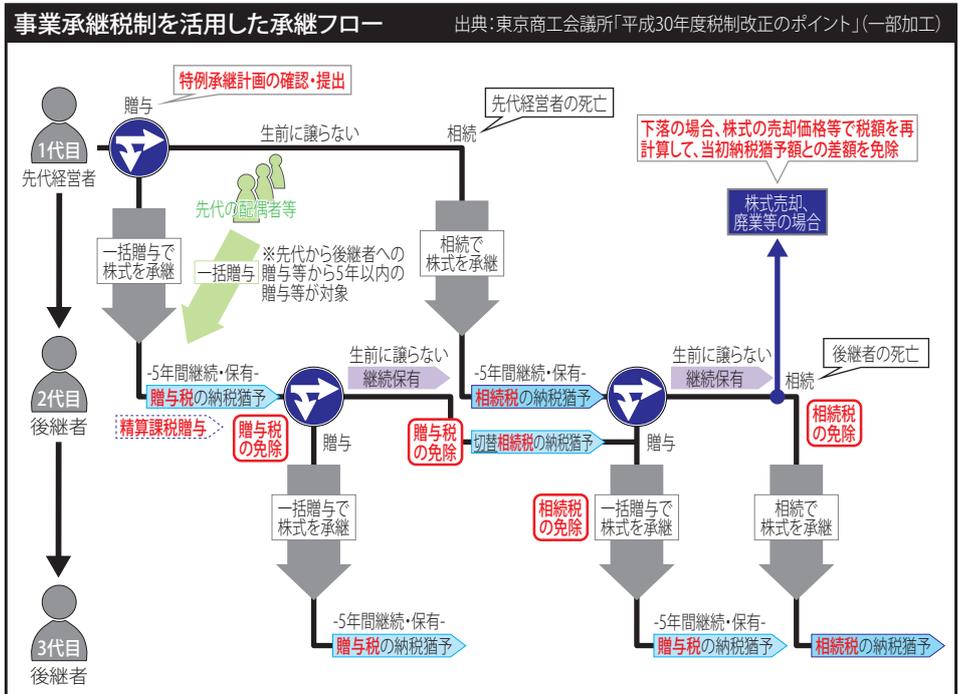
<相続時精算課税制度とは>

贈与制度の一つで、原則として60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子または孫に対し財産を贈与した場合において選択できる制度です。要件を満たした場合には、財産の価額の合計額から特別控除限度額2,500万円を差し引いたあとの金額に一律20%で課税がされます。

2代目から3代目に納税猶予も移行可能

事業承継税制を利用すると、贈与税および相続税の大幅な節税が可能です。右図のように、まずは先代経営者から2代目後継者への承継で贈与税または相続税の納税猶予制度を利用します。承継方法には贈与または相続があり、贈与については相続時精算課税制度も利用できます。

その後、2代目後継者から3代目後継者への承継でも本制度を利用でき、2代目後継者への承継時と同様、贈与または相続により承継して納税猶予制度を利用可能です。そのまま相続税の納税猶予制度へ移行する場合には、切替確認という手続きが必要となります。その結果、先代経営者から2代目後継者への承継について猶予されていた税額は免除となり、3代目後継者に対する贈与税または相続税の納税猶予制度が開始されます。



対策を組み合わせる最適な事業承継を実現

本稿では、現行制度と新制度の比較を主として事業承継制度の概要をご説明しました。今回の改正では、納税猶予の対象株式が「すべて」となったことが、節税対策において有効と考えられます。しかし、上述している適用要件の他にも、事業実態や資本金等による規模の判定など、細かい要件がたくさんあります。まずは事業承継税制の適用の有無を判定することが第一歩になります。

また、事業承継税制は、あくまでも数多くある事業承継対策の中の一つに過ぎず、すべての事業会社に共通する最善の万能策というわけではありません。今回の改正によって事業承継税制の使い勝手が非常に良くなり、贈与税または相続税の納税の免除を利用することで、大幅な節税を享受することが可能となりますが、ケースに応じてその他の事業承継対策も組み合わせる活用することが、後継者への円滑な事業承継の実現につながります。

また、現状では10年間限定の税制とされており、10年後に本制度が延長されるかどうかは、その時の日本全体の経済状況が大きく影響するものと思われます。事業承継に当たっては、長期的な視点で経営計画を立て、どのような事業承継対策を採用するのかを適切に判断しなければなりません。

事業承継対策の一例	事業承継税制	資産管理会社や持株会社活用	株式交換等による組織再編税制	M&Aの活用	株式分散防止対策として株式買取
	グループ法人税制	相続時精算課税制度	種類株式等の活用	株価引下げ対策	少数株主対策

《豊富なノウハウでスムーズな事業承継を実現します》

個々の経営者の想いを丁寧にヒアリングし、把握した課題の優先順位を整理しながら、経営権と財産権の両面から各社各様の事業承継をサポート致します。最善の事業承継のためには、長期的な経営計画が必要不可欠です。事業承継に関することなら、豊富な経験と確かなノウハウに裏付けられたOAGコンサルティングにお任せください。

お問い合わせ先 (株)OAGコンサルティング 事業承継チーム(内田・伊藤) ☎ 03-3237-8008

もう一度確認したいビジネスマナー

～若手がおさえておきたいポイント～

第7回 タイムマネジメントは成功者への第一歩

仕事もプライベートも充実した豊かな人生を送るためには、どうしたら良いのでしょうか。

成功者の共通項は、時間の使い方＝時間管理(タイムマネジメント)が上手いということです。何をどのような順番で、どのくらいの時間をかけて行うのか。成功者は、仕事でもプライベートでも、その判断が非常に的確なのです。そして、より少ない時間で、より良い結果を出します。

より充実した人生を送るために、タイムマネジメントは必要不可欠です。限られた時間を有効的に使うことができるように、タイムマネジメント能力を身につけましょう。



(1)「目的」をきちんと意識する

会社では、事業目的を実現するための手段として、社員個々の仕事があります。往々にして、手段＝仕事が目的化してしまい、とにかく一生懸命たくさん働けばいいという思考に陥りがちです。

ピーター・ドラッカーは「もともとやるべきではなかったことを効率的にやることほど、非効率なことはない」と断言しています。目的を明確に意識していれば、やるべき仕事も明確になり、無駄な仕事をせずに済みます。その結果、短期間で効率よく最大の成果を出すことができるようになるのです。

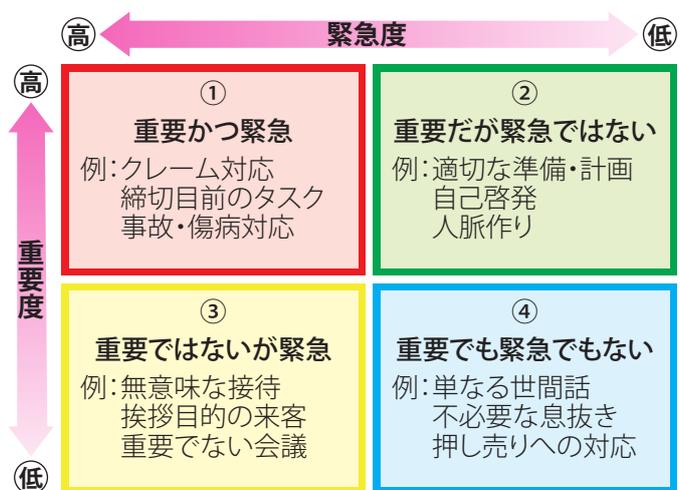
(2) 仕事に優先順位を付ける

成功するビジネスパーソンは、仕事に適切な優先順位を付けて、テキパキと片付けていきます。優先度の判断は難しそうですが、スティーブン・R・コヴィーが提唱した「タイムマネジメントのマトリックス」を使うと、難しくありません。物事を①重要かつ緊急、②重要だが緊急ではない、③重要ではないが緊急、④重要でも緊急でもない、という4分野に振り分けるだけで済みます。

タイムマネジメントにおいて普段から意識することが大切なのが②です。「重要だが緊急ではない」ことに取り組むことで、緊急事態を防ぐことができます。

それぞれの仕事マトリックスのどの分野に入るのか、常に確認する習慣を付けましょう。

【タイムマネジメントのマトリックス】



(3) タイムマネジメントを着実に実践する(初心者でもすぐにできるコツ)

①「タイムマネジメントのマトリックス」を作る

仕事をすべて洗い出し、タイムマネジメントのマトリックスを意識して、仕事を振り分けてみましょう。やらなければいけない仕事とそうでない仕事の区別が明確になり、優先順位も分かります。

② 余裕を持ったスケジュールを組む

スケジュールに余裕が無いと、突発事態に対処することができなくなります。「すべてが順調なら間に合う」ではなく、「不測の事態があっても間に合う」計画にしましょう。

③ 優先度の高い仕事は午前中に片付ける

簡単な仕事に先に取り掛かるのではなく、優先度の高い仕事に真っ先に取り掛かることが肝心です。「大事な仕事は朝イチから」を心掛けましょう。

④ 時間を確保する

いつ何をするのか、時間を明確に確保することで、集中して時間内に終わらせる意識を持つことができます。カレンダー機能やスケジュール帳をうまく活用しましょう。

⑤ 大きな仕事はタスクを細分化する

仕事を成功させるためには、小さなステップを確実に踏んでいくことが大切です。タスクを細分化して、一つひとつ着実に取り組んでいきましょう。

⑥ 5分でできることはすぐにする

簡単なことでも、後回しにすると、仕事がどんどん溜まっていき、対処しきれなくなります。すぐにできることは、すぐにやりましょう。

私の Off-Time

「運動は大切!」

OAG税理士法人 法人税部 二瓶翔太

健康診断を受けて、返ってきた結果はまさかのE判定。グルメを気取って食べ過ぎたことや忙しいことを言い訳にした運動不足が原因だよなあ…。

そんな話を友人にしたところ、ボルダリングを勧められました。「何もしないよりはいいだろう」と、軽い気持ちで始めてみたのですが、これが面白い!

ボルダリングを一言で言うと、スタートからゴールまで、指定されたホールドを使って、壁を登っていくスポーツです。聞くだけなら簡単そうに思えるかもしれませんが、ホールドは握りづらかったり、手や足が届かない位置にあったりと、なかなか難しい設定になっています。そのため、どのように体を動かすべきか、どのコースで登ればいいのかなど、事前にいろいろと考えておかなければ、ゴールにはたどり着けません。体も頭もフル回転なのですが、それだけに自分の思った通りに登れるようになってくると、達成感も格別です。

登っている時間は、3分程度。すぐに結果が分かることも楽しいポイントの一つです。

手足を一杯伸ばしたりするので、普段はなかなか動かさない肩甲骨の可動域が広がりますし、背筋なども自然に鍛えられます。結果として、肩こりや腰痛にも効きますから、健康増進にはうってつけです。

2020年の東京五輪では、ボルダリングが競技種目になりました。日本には世界的に見ても有名な選手がたくさんいるので、メダルラッシュも期待されています。

私もある大会の「初心者の部」に出場して、37人中31位という輝かしい成績(?)を収めることができました。大会に参加することでボルダリングに対するモチベーションが上がりますし、仕事以外の目標ができると、気分転換になって、仕事も順調に進められるような気がしています。

ボルダリングを始めて1年半。健康診断は、C判定まで回復することができました。A判定まで、あと少し!

興味がある方は、ボルダリングを始めてみませんか。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAG税理士法人 広報誌担当 Tel.03-3237-7500 (山本)

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

〈セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当 (03-3237-7500) までご連絡ください〉※【有料】表示以外は無料です



Photo by Yasuyoshi Wada

今年の東京の桜は3月17日に開花して、24日には満開になり、30日にはもう桜吹雪になってしまいました。この間、雨も風も吹くことなく毎日が快晴のお花見日和でしたが、桜の季節の晴天続きは珍しいようです。例年の如くお酒で無くカメラを片手に彼方此方まわってきました。一般公開されている皇居の乾門通りに初めて行きましたが、お城と石垣と桜の競演がカメラアングルとしては最高でした。首都圏の桜のお奨めスポットは、千鳥ヶ淵、隅田公園、水元公園、権現堂桜堤、横浜三溪園です。好きな構図は、桜とお堀・菜の花・スカイツリー・ラブラドル(愛犬)のコラボです。

<編集後記>

月日が経つのは早いもので、まだ幼いと思っていた我が家の娘も来年は小学生になります。1年生になるからには「何でも自分でできるようになりたい」とテンション高めに張り切っています。その気持ちを大事にたく、娘に目標をもってもらいました。「計算ができるようになる!」という目標をたてた娘は、小さな手の指を駆使して足し算、引き算の問題にチャレンジしています。いきなり数字で考えることはまだまだ難しいため、りんごなどの食べ物で数のイメージをしながら考えてもらい、と伝えると自分で絵を描いて答えることができるようになってきました。娘に教えていると、相手に理解を求めるためには、具体的なイメージを伝えることがとても大事なことだと改めて感じます。仕事の面でも常に意識しておきたいと思うと共に、答えが分かった時の娘の満面の笑顔にいつまでもピュアな気持ちを持ち続けたいと切に思う今日この頃です。(い)

争族を防ぐ相続を実現します

◎AG(チーム相続)
<http://www.sohzoku.jp>

公会計は地方活性化の要です

OAG税理士法人 公会計部
<http://www.oag-koukaikai.com/>

発行 OAG税理士法人
(株)OAGコンサルティング
(株)OAGアウトソーシング / (株)OAGビジコム
OAG社会保険労務士法人 / OAG監査法人 / OAG弁護士法人
住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
発行人 太田孝昭
編集人 OAG税理士法人